

# 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

- 営業日 : 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く)
- 営業時間 : 営業日の午前9時から午後5時の間、6～8時間
- 利用定員 : 20人
- 通所運事業実施地域 : 桜区、浦和区、南区、中央区

## 《通所リハビリテーション利用料》

(単位:円)

基本料金

その他個別に加算される費用

	要介護度	基本料金		内容	その他個別に加算される費用		備考
		1割負担 金額	2割負担 金額		1割負担 金額	2割負担 金額	
基本料金	介護度1	774/日	1,548/日	入浴介助加算	54/回	107/回	
	介護度2	933/日	1,866/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	246/月	491/月	リハビリテーション会議不用
	介護度3	1,090/日	2,179/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	1,088/月	2,175/月	6ヶ月以内(リハビリテーション会議要)
	介護度4	1,251/日	2,501/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	747/月	1,493/月	6ヶ月超(リハビリテーション会議要)
	介護度5	1,409/日	2,817/日	短期集中個別リハビリテーション	118/回	235/回	退院、退所後又は認定日から3ヶ月以内
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		20/日	39/日	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	256/回	512/回	
				送迎未実施減算	-51/片道	-101/片道	送迎を行わない場合
実費				※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	3.4%	3.4%	

※ : 介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の3.4%に相当する金額が加算されます。

※クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、絵の具、書道用品、

木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、

施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます

## 《介護予防通所リハビリテーション利用料》

(単位:円)

基本料金

その他個別に加算される費用

	要支援度	基本料金		内容	その他個別に加算される費用	
		1割負担 金額	2割負担 金額		1割負担 金額	2割負担 金額
基本料金	要支援1	1,932/月	3,863/月	運動機能向上加算	240/月	480/月
	要支援2	3,961/月	7,921/月	※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	3.4%	3.4%
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	77/月	154/月	※ : 介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の3.4%に相当する金額が加算されます。		
	要支援2	154/月	307/月			

※クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、絵の具、書道用品、

木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、

施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます